

太田市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉の増進を図るため、社会福祉法人太田市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の運営に要する経費の一部について、太田市社会福祉協議会運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、協議会が実施する次に掲げる事業に要する経費のうち、人件費、事業費、事務費、助成金、負担金、固定資産取得費及び拠点区分間繰入金とする。

- (1) 法人運営事業等
- (2) 地区社協助成事業
- (3) ボランティアセンター事業
- (4) 友愛訪問事業
- (5) 配食サービス事業
- (6) 福祉相談事業
- (7) 高齢者無料職業紹介所事業
- (8) おおた成年後見支援センター事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費から当該事業に充当される別表に規定する特定財源となる収入を控除した額とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた協議会は、補助金の交付の対象となる事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助金の交付の対象となる事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱(平成15年4月1日太田市制定)又は藪塚本町社会福祉協議会補助金交付要綱(平成13年4月1日藪塚本町制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた協議会については、第4条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

別表(第3条関係)

特定財源となる収入
受託金収入、利用料、独自事業事務費、会費、参加費、受入研修費、補助金等(社会福祉協議会運営費補助金を除く。)、寄附金、利息配当金、雑収入及び固定資産売却収入